

議決の変更について（（仮称）青山三丁目アパート新1号館建設（建築主体）工事に係る請負契約の一部変更契約）

平成26年6月18日  
建設部

平成25年6月28日議会の議決を得た議案第89号（仮称）青山三丁目アパート新1号館建設（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更する。

### 1 概要

- (1) 名称 (仮称) 青山三丁目アパート新1号館建設（建築主体）工事
- (2) 請負業者 樋下建設・篠村建設特定共同企業体
- (3) 工期 平成25年6月30日から平成26年9月16日まで
- (4) 当初契約額 450,450,000 円
- (5) 変更契約額 467,129,520 円（16,679,520 円の増額）

### 2 これまでの経過

#### (1) 工事状況について

機械設備工事の入札不調が原因で工事の一時中止命令を行ったことにより、契約工期を「平成26年3月17日」から「平成26年9月16日」へ変更しており、現在工事は工程どおり順調に進行している。

#### (2) 工事内容の変更について

工事の一時中止命令による経費の増加や住宅性能評価書取得に関連する工事等について、当初設計から工事内容の変更が生じている。

### 3 変更契約について

上記の工事内容の変更に加えて、インフレスライド条項による契約金額の増額請求が施工者から提出されたことにより、物価上昇による増額を含め平成26年6月10日に施工者と仮契約を行ったことから6月議会において付議するものである。

工事内容の変更に係る増額分	12,893,040円
インフレスライドのよる増額分 (物価上昇による残工事の増額)	3,786,480円
合 計	16,679,520円